

緊急特集

どうなる「ゆっくり茶番劇」！？

論点と課題

2022年5月18日版
山田太郎事務所 V9

トピックス

読み仮名の例												認証の可能性
△		×		×		○		○		○		
漢字	読み仮名	漢字	読み仮名	漢字	読み仮名	漢字	読み仮名	漢字	読み仮名	漢字	読み仮名	
山田	やまだ	山田	やまだ	山田	やまだ	山田	やまだ	山田	やまだ	山田	やまだ	
山田太郎	ドカベン	山田太郎	てつわんあとむ	高	ひくし	騎士	ないと	大空	すかい	光宙	ぴかちゅう	

【イラスト】読み仮名の例

「ゆっくり茶番劇」商標登録問題 の概要

そもそも「ゆっくり茶番劇」とは

・上海アリス幻楽団による「東方Project」 から生まれた二次創作の一種

↓「東方Project」のキャラクター

→「東方Project」の元となったシューティングゲーム画面



出典：東方Project25周年記念サイト
(<https://touhou-x.jp/character/>)

出典：4Gamer.net(<https://www.4gamer.net/games/999/G999901/20191226043/>)

そもそも「ゆっくり茶番劇」とは

「ゆっくり霊夢」など、
東方Projectのデフォルメ
されたキャラクターが使用
される

動画内左が
「ゆっくり霊夢」
動画内右が
「ゆっくり魔理沙」

ゆっくり茶番劇 1

はじめてゆっくり実況プレイをしました プレイしたのはRPGツールの作品です次へsm13435695

あべのさん 投稿日時 2011/01/28 15:59 再生数 4,169 コメント数 90 マイリスト数 7 ジャンル 未設定

タグ編集 満月の夜の姫 ゆっくり茶番劇 最古のゆっくり茶番劇 ゲーム

【生放送開始】 【国会中継】 衆議院 法務委員会 ~令和4年 5月18日~

コメントリスト

コメント	ニコる
商標登録と聞いて	0
はい10万円	0
ふーん	0
うp主もここにしてお画が見られる...	0
これが一番最初の?	0
はい10万円	0
実はゆっくり茶番劇が初投稿された...	0
霊夢の手作り感いいですね	0
記念カキコ	0
はい10万	0
記念カキコ	0
商標登録、と聞いて	0
商標登録されたと聞いて	0
これが最古か、	0

出典：ニコニコ動画(<https://www.nicovideo.jp/watch/sm13428674>)

ニコニコ動画における「ゆっくり茶番劇」

**ニコニコ動画**

キーワード **タグ** マイリスト
ゆっくり茶番劇

ゆっくり茶番劇
タグを含む動画 : 1,903件

★このタグをフォローする

ほんわかレス推奨です！この掲示板では、現在激しい論争が起きています。コメントを書くときはスレをよく読み、ほんわかレスに努めてください。なお、商標登録にまつわる騒動については該当記事で行って... [続きを読む](#)

関連タグ

ゆっくり茶番劇商標登録問題

ゆっくり茶番

柚葉(YouTuber)

たまゆらチャンネル

UUUM

柚葉

YouTuber柚葉

商標登録

柚葉を許すな

5.15ゆっくり茶番劇事件

▶ゆっくり茶番劇を含むタグ一覧

▼投稿日時が古い順

連続再生

1 2 3 次へ



2008/02/16 16:38 投稿

mugen ゆっくり魔理沙が暴れるようです
再生 883,843 コメント 21,890
いいね! 102 マイ 4,596



2010/03/06 07:06 投稿

ゆっくりオーデンスフィア
その5【グウェ4章 後編】
再生 5,125 コメント 228
いいね! 2 マイ 12



2011/01/28 15:59 投稿

ゆっくり茶番劇 1
再生 4,158 コメント 90
いいね! 46 マイ 7



ニコニコ広告

「ゆっくり茶番劇」商標登録される
(中絶された企画の) 続編もあるよ

【速報】「ゆっくり茶番劇」
商標登録される
広告 3,400社



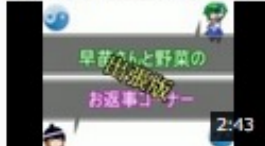
2011/01/29 09:30 投稿

ゆっくり茶番劇 2
再生 413 コメント 30 いいね! 0
マイ 2



2011/02/03 16:11 投稿

ゆっくり茶番劇 3
再生 184 コメント 6 いいね! 0
マイ 1



2011/11/10 11:59 投稿

コンティニューできない東方
人形劇出張版その1
再生 6,220 コメント 37
いいね! 0 マイ 19



2011/11/22 09:55 投稿

コンティニューできない東方
人形劇出張版その2
再生 5,729 コメント 55
いいね! 0 マイ 10

関連チャンネル

関連するチャンネルはありません

他のチャンネルを探してみませんか?

関連コミュニティ

ゆっくり茶番劇 に関するコミュニティが
1 件見つかりました



セレガーラ交通局 ニコニコミニ...

皆さんこんにちは。セレガーラ交通局の
セレガーラ提督です。こちらはニコ生
の全般を取り扱っております。

動画:72 フォロワー数:9 レベル:3

コミュニティを開設してみませんか?

全ての関連コミュニティを見る

今回の商標登録の経緯

(111)登録番号	: 第6518338号
(151)登録日	: <u>令和4(2022)年 2月 24日</u>
(450)登録公報発行日	: 令和4(2022)年 3月 4日
(441)公開日	: 令和3(2021)年 9月 28日
(210)出願番号	: 商願2021-114070
(220)出願日	: <u>令和3(2021)年 9月 13日</u>
先願権発生日	: 令和3(2021)年 9月 13日
(180)存続期間満了日	: 令和14(2032)年 2月 24日

商標(検索用)	: ゆっくり茶番劇
(541)標準文字商標	: ゆっくり茶番劇
(561)称呼 (参考情報)	: ュックリチャパンゲキ, チャパンゲキ

(732)権利者	
氏名又は名称	: 石水 匠
住所又は居所	: 熊本県熊本市

付加情報	: 標準文字
------	--------

法区分	: 平成23年法
国際分類版表示	: 第11版
(500)区分数	: 1
(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】	【類似群コード】
41	電子出版物の提供, 図書及び記録の供覧, 図書の貸与, 移動図書館における図書の供覧及び貸与, オンラインによる電子出版物の提供(ダウンロードできないものに限る。), 図書の貸出し, 書籍の制作, オンラインで提供される電子書籍及び電子定期刊行物の制作, コンピュータを利

(541) - 閉じる

1

拡大および回転

ゆっくり茶番劇

今回の商標登録の経緯

・今年5月15日、柚葉氏がTwitterにて「ゆっくり茶番劇」商標権取得の発表

← スレッド



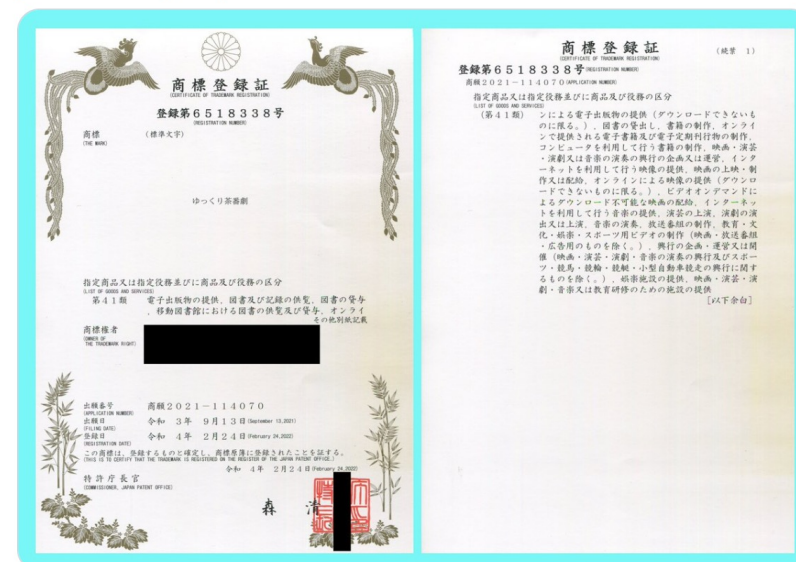
#ゆっくり茶番 投稿者各位
この度、当社は「ゆっくり茶番劇」商標権を取得いたしました。

⚠ 今後、当該商標をご利用頂く場合はライセンス契約が必要となる場合がございます。

✅ 詳細は下記URL「商標使用に関する要綱(ガイドライン)」動画版をご確認下さい。

▼YouTube▼
youtu.be/q1Hp09MCI4I

▼YouTube▼
youtu.be/q1Hp09MCI4I



● 特許庁

午前7:42 · 2022年5月15日 · Twitter Web App

3.1万 件のリツイート 2.2万 件の引用ツイート 1万 件のいいね

出典：Twitter https://mobile.twitter.com/yuzuha_youtube

ゆっくり茶番劇の商標登録によってどうなるのか？

商標権者は、「**専用権**」（25条）と「**禁止権**」（37条）を取得。



商標権侵害者には、民事上の**差止**請求及び**損害賠償**請求が可能。**刑事罰***もあり。

- * 商標権侵害は、**非親告罪**であることに注意が必要。
- ※ 商標が非類似もしくは指定商品・役務が非類似であれば侵害にはならず。
- ※ 今回の指定商品・役務は第41類で「インターネットを利用して行う映像の提供」等

「**ゆっくり解説**」、「**ゆっくり怪談**」、「**ゆっくり実況**」等は、**商標が非類似で**商標権侵害にならない可能性が高い。

これからアップされる「**ゆっくり茶番劇**」、既にアップされている「**ゆっくり茶番劇**」は、**商標権侵害になる可能性が高い。**

使用料不要は許諾不要とイコールではないため、**これをもって商標権侵害にならないとは言い切れない**

表 商標権の効力が及ぶ範囲*3

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品または指定役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

×の部分には、商標権の効力は及びません。

出典：https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201909_13.pdf

今回の商標登録の経緯

- ・同日、柚葉氏がyoutubeにて「商標使用に関する要綱(ガイドライン)」動画版を発表、商標の年間使用料10万円との内容



出典：柚葉氏Youtubeチャンネル <https://www.youtube.com/c/ChannelTamayuraofficial20170210>

※画面モザイクは原動画のもの

・5/15の柚葉氏の発表以来、各方面からの反応多数

・「東方Project」ZUN氏Twitter

← ツイート



博麗神主
@korindo

ゆっくり茶番劇の話は耳に入りましたよー。
法律に詳しい方に確認しますね。

午後6:00 · 2022年5月15日 · Twitter for iPhone

9.9万 件のリツイート 5,604 件の引用ツイート 26.6万 件のいいね



出典：Twitter

<https://twitter.com/korindo>

<https://twitter.com/sigekun>

・ニコニコ動画運営会社dwango専務取締役栗田氏Twitter

← ツイート

くりたしげたか (Re) ニコニコ代表の人がリツイート



くりたしげたか (Re) ニコニコ代表の人
@sigekun

「ゆっくり茶番劇」が商標登録されたことで、ニコニコの投稿者にどのような影響があるのか週明けに法務部に確認します。

ニコニコから公式に見解を出す必要があるのか、何かニコニコとしての対応が必要なのかについては法務確認を持って判断します。

午後3:19 · 2022年5月15日 · Twitter for iPhone

2.1万 件のリツイート 547 件の引用ツイート 5.6万 件のいいね



くりたしげたか (Re) ニコニコ代表の人
@sigekun

「ゆっくり茶番劇」についてドワンゴ法務部とMTGを行いました。万全を期すためにこれから法律事務所にも相談します。5/21（土）までにユーザーのみなさんに安心してニコニコを使っただけよう、ニコニコとしての公式見解を出しますので、それまでお待ちいただければ幸いです。

午後0:48 · 2022年5月16日 · Twitter Web App

1.8万 件のリツイート 560 件の引用ツイート 5.8万 件のいいね



・ 5/15の発表以来、 各方面からの反応多数

・ 本件商標出願代理人HPより 謝罪表明

・ 「皆様に愛されている商標であることを存じておらず、ご迷惑をおかけ致したこと申し分けございませんでした。」

出典：海特許事務所HP

<https://www.kaipat.com/%e3%80%8c%e3%82%86%e3%81%a3%e3%81%8f%e3%82%8a%e8%8c%b6%e7%95%a%e5%8a%87%e3%80%8d%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/>

「ゆっくり茶番劇」について

新着情報 2022/05/16

1. 謝罪

皆様に愛されている商標であることを存じておらず、ご迷惑をおかけ致したこと申し分けございませんでした。

2. 爆破予告について

「ゆっくり茶番劇」を愛しているからこそその行為かもしれませんが、冗談ではすまされませんので直ちに通報致しました。

今後については警察が事件として取扱うのかは分かりませんが、協力を求められた場合は協力致します。

3. 弊所の見解について

(1) 出願について

自身がYoutubeのチャンネルで使用したいと希望されていましてので調査を行った上で出願の代理を行いました。

調査において使用されている事例は見つけられましたが、周知商標（全国的に広く知られている）とはなっていないと判断しています。

よくご存じの方にとってはこれだけ使用されているのと思われるかもしれませんが、当時のインターネット検索でワードを限定して検索しても件数的には数万件程度であり、周知と呼べるレベルではないと判断しています。

以上より、出願人が自身のために使用する商標（商標法第3条第1項柱書）として代理していますので代理に問題はありませし、出願する行為にも問題はありません。

もし、出願の段階で不正の目的があったのであれば、弁理士の責任として当然ストップをかけます。

(2) 審査について

出願するとすぐに公開されます。

そこから審査着手まで一定の期間（4～6カ月）があります

その間に登録されるのに問題があると考えた方は刊行物提出書を提出することで情報提供を行えます。

全国的に周知ではない商標だが、ある限られた範囲において周知になっているような商標は、このような情報提供により我々弁理士も審査官も気付くことができます。

実際に情報提供により事実を知り、出願を取り下げるように説得したり、代理人を辞任したりするこ

・ 5/16 柚葉氏より続報

・ 「今後、使用料（ライセンス契約）は不要になります」

・ 「ただし、権利は当社のもものとして存続いたします。」

← ツイート



柚葉 / Yuzuha

@Yuzuha_YouTube

...

商標「[#ゆっくり茶番劇](#)」につきまして皆様からのご意見を受け、関係各所と再検討しましたところ、使用料のお支払いは不要と定めることに決定致しました。

✓ 今後、使用料(ライセンス契約)は不要になります。

✓ 但し、権利は当社のもものとして存続いたします。

よろしくお願いいたします。

午後7:44 · 2022年5月16日 · Twitter Web App

1.2万 件のリツイート 7,999 件の引用ツイート 8,222 件のいいね



「ゆっくり茶番劇」 商標登録に 関する論点

商標権侵害における主な罰則について

条文	法78条	法78条の2	法79条
対象	商標権侵害をした者	商標権侵害とみなす行為（類似での使用等）をした者	詐欺行為により商標登録等を行った者
罰則	十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金	五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金	三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

※商標権侵害は非親告罪

「ゆっくり茶番劇」商標登録に関する論点

① 本件の商標登録は違法なのか？

→ **違法ではない**（合法である）

※ 他人の商標を先取りして出願しても民事・刑事とも違法とはならない

② 本件の商標登録は有効なのか？

→ 現時点では**有効である**

③ 他人の商標を先取りしてされた出願は無効にできないのか？

→ 異議申立て、無効審判、取消審判によって**無効にできる可能性はある**

※ 本件は、商標公報の発行から2か月経過しており、異議申立ては不可。

→ **放棄による権利抹消**によっても無効となる（受付日に抹消の効力が発生）

④ 二次創作文化の破壊につながる商標登録を防ぐ方法はないのか？

i **防衛出願**（自分で商標出願）が一番の防衛策（但し、手間・費用）

ii **情報提供制度**も一つの対抗策（但し、不確実性・監視負担）

※ **創作者の手間・費用・負担なく確実に二次創作を保護する仕組みはない**
（登録が必要でかつ非親告罪の商標制度の下では同人マークのような仕組みは作れない）

放棄による権利抹消登録申請書

収入
印紙

(1,000円)

特許印紙ではありません
割印はしないでください

記載例

放棄による商標権抹消登録申請書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 商標登録番号 第○○○○○○○号

2. 登録の目的 本商標権の登録の抹消

3. 申請人（商標権者）

住所（居所）

氏名（名称）

（代表者）

※印： — — （担当者名： ）

4. 添付書面の目録

(1) 商標権の放棄書

1 通

商標権の放棄書

令和 年 月 日

商標登録番号 第 号

上記商標権を今般都合により放棄します。

商標権者

住所（居所）

氏名（名称）

（代表者）

商標制度とは

- 1.自己と他人の商品・役務を区別することができないもの
(商標法第3条)
- 2.公共の機関の標章と紛らわしい等公益性に反するもの
- 3.他人の登録商標又は周知・著名商標等と紛らわしいもの

商標制度の概要

◆ 商標制度

- ・保護対象：文字や図形等、自己の商品・サービスと他人の商品・サービスを区別するために使用するマーク
- ・保護期間：設定登録から10年（更新可能）
- ・出願件数：18万5千件(2021年)

商標権

=

マーク
(文字・図形等)

+

使用する
商品・サービス

の組み合わせ

【文字】



カルビー株式会社
登録第4413658号

指定商品：
えび入りせんべい

【図形】



東京地下鉄株式会社
登録第4733751号

指定役務：
鉄道による輸送 等

【立体形状】



キッコーマン株式会社
登録第6031041号

指定商品：
しょうゆ 等

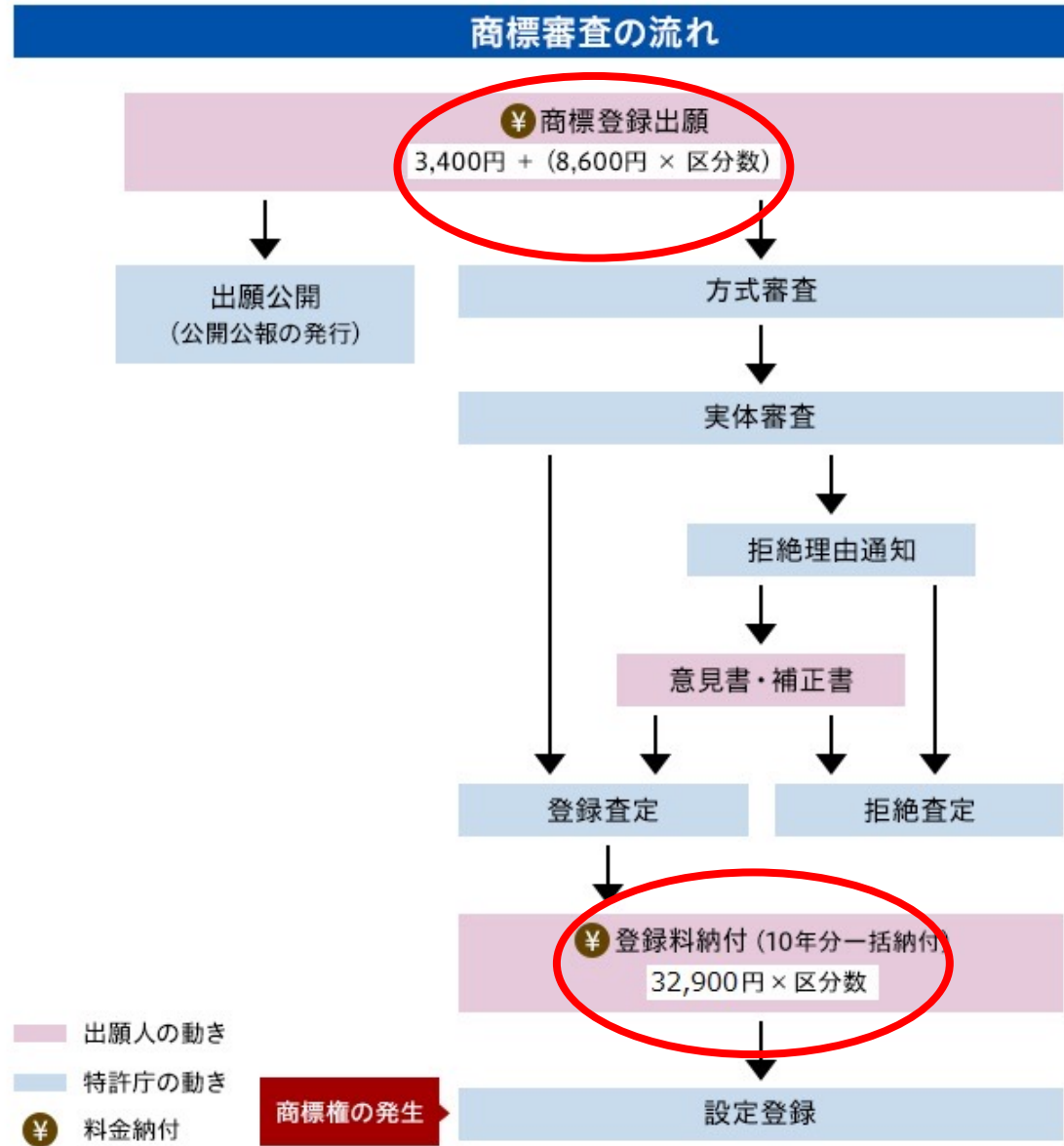
商標権の効力

登録商標とマークが同一・類似し、かつ、商品・サービスが同一・類似する他人の商標



商標登録できない 差止請求・損害賠償請求が可能
警察による取締りや税関での差止めが可能

商標権取得における費用について



これとは別に更新料も！

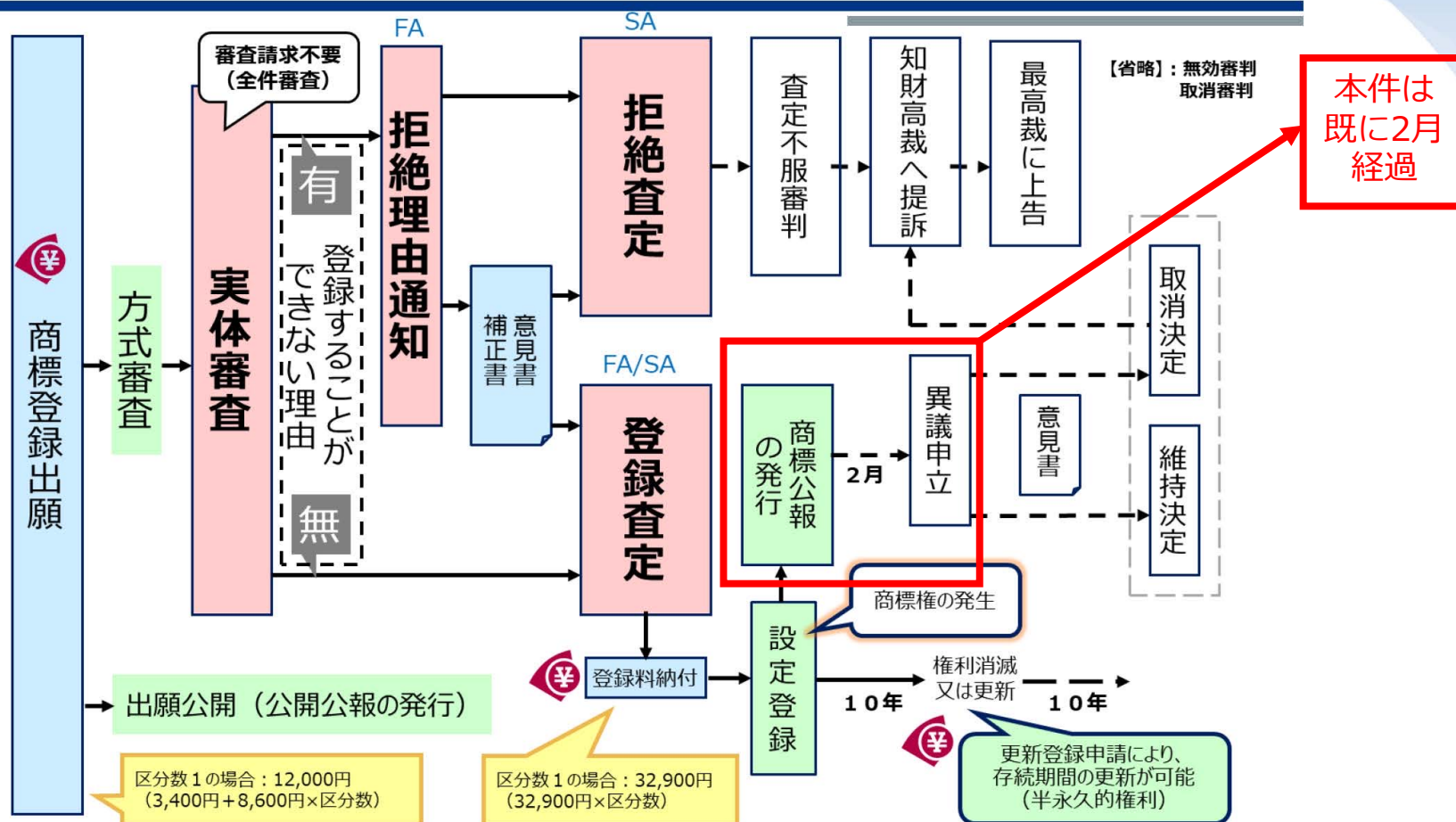
(1区分あたり)

	現行の更新料 (～2022年3月31日)	改定後の更新料 (2022年4月1日～)	差額	改定後の10年分の合計金額
10年一括納付	38,800円	43,600円	4,800円	43,600円
5年分割納付	22,600円	22,800円	200円	45,600円

出典：<https://www.shares.ai/lab/chizai/7054451>

出典：特許庁hpより <https://www.jpo.go.jp/system/basic/trademark/index.html>

商標審査の流れ



※詳細な商標制度の紹介

事例から学ぶ商標活用ガイド

https://www.jpo.go.jp/support/example/document/trademark_guide2019/guide01.pdf

特許制度・実用新案制度の概要

◆ 特許制度

- ・保護対象：発明
例：通信の高速化、携帯電話の通話方式に関する発明
- ・保護期間：出願から20年
- ・出願件数：28万8千件(2021年)

発明の保護
(権利者)



一定期間独占権の付与

発明の利用
(第三者)



発明の公開により
・改良技術の開発促進
・重複する研究開発の排除
・ライセンス契約の授受

知的創造サイクル



◆ 実用新案制度

- ・保護対象：物品の形状、構造又は組合せに係る考案
例：携帯性を向上させたベルトに取付け可能なスマートフォンカバーの形状に関する考案
- ・保護期間：出願から10年(無審査)
※権利行使は、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければならない
- ・出願件数：5千件(2021年)

意匠制度の概要

◆ 意匠制度

- ・保護対象：物品、建築物、画像のデザイン（形状、色彩、模様などの**外観**）
例：美しく握りやすい曲面が施されたスマートフォンのデザイン
- ・保護期間：出願から25年
- ・出願件数：3万3千件(2021年)



(参考) 電動バイク「zec00（ゼクー）」
(有限会社znugdesign提供)
(右図) 意匠登録第1437741号「電動二輪車」



(参考) ユニクロPARK 横浜ベイサイド店
(株式会社ファーストリテイリング提供)
(右図) 意匠登録第1671773号「商業用建築物」



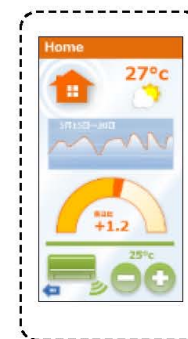
(参考) エリアマーカー™
(株式会社小糸製作所提供)
(右図) 意匠登録第1672383号「車両情報表示用画像」



(参考) カド消しゴム
(コクヨ株式会社提供)
(右図) 意匠登録第1191186号「消しゴム」



(参考) 蔦屋書店
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供) (右図) 意匠登録第1671152号「書店の内装」



画像の意匠の例

特許、実用新案、意匠と商標権の共通点、相違点

	商標権	特許権	実用新案権	意匠権
保護対象	商品・サービスを区別するためのマーク	技術上の発明	物品の形状、構造、組み合わせの考案	物品の形状等のデザイン
例	「かっぱえびせん」（文字商標）	通信の高速化、携帯電話の通信方式に関する発明	携帯性を向上させたベルトに取付け可能なスマートフォンカバーの形状に関する考案	電動バイク、カード消しゴム
登録手続	必要	必要	必要	必要
保護期間	出願から10年 ※ 更新有り	出願から20年	出願から10年	出願から25年

著作権と商標権の共通点、相違点

	商標権	著作権
保護対象	商品・サービスを区別するためのマーク	思想又は感情を創作的に表現したもの
例	「かっぱえびせん」 （文字商標）	小説、映画、マンガ、音楽、プログラム、etc
登録手続	必要	不要
保護期間	出願から10年 ※ 更新あり	原則、創作時から 著作者の死後70年間

知的財産法に関する問題事例と課題

2005年

「恋のマイアヒ」が大ヒット

←この背景に、「モナー」や「モララー」が登場する
P Vの存在

しかし、AVEXは「恋のマイアヒ」CDのP V出てくるキャラクターは「のまネコ」と呼ばれるオリジナルキャラクターと主張

そのまま、「のまネコ」を**商標出願**

「ネットの住人達が育ててきたキャラクター・文化を
第三者が権利化する」として炎上

→**商標出願について取り下げ**

のまネコ達が登場する

FLASH動画



2chキャラ達が登場する

FLASH動画



動画の作者は同一人物です。

右側は2chAAキャラ(モナー・モララー・おにぎり)

左側はオリジナルキャラ「のまネコ」だとAVEXは回答しています

フランク三浦

【本件商標】

「フランク ミュラー」（標準文字）

FRANCK MULLER

FRANCK MULLER REVOLUTION

【引用商標】

「…以上によれば，本件商標と引用商標 1 は，**称呼においては類似するものの，外観において明確に区別し得るものであり，観念においても大きく異なるものである**上に，本件商標及び引用商標 1 の指定商品において，商標の称呼のみで出所が識別されるような実情も認められず，称呼による識別性が，外観及び観念による識別性を上回るともいえないから，本件商標及び引用商標 1 が同一又は類似の商品に使用されたとしても，**商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえない。**

そうすると，本件商標は引用商標 1 に類似するものということとはできない。」と判示。（引用商標 2、3 においても同様の判示）

「大迫半端ないって」も商標登録済

出典：https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t020120180625-00086943
https://news.yahoo.co.jp/byline/kuriharakiyoshi/

(111)登録番号 : 第5711702号
(151)登録日 : 平成26(2014)年 10月 24日
(450)登録公報発行日 : 平成26(2014)年 11月 25日
(441)公開日 : 平成26(2014)年 6月 12日
(210)出願番号 : 商願2014-38594
(220)出願日 : 平成26(2014)年 4月 30日
先願権発生日 : 平成26(2014)年 4月 30日
(180)存続期間満了日 : 令和6(2024)年 10月 24日

商標(検索用) : OSAKOHANPANAITTE
(541)標準文字商標 : OSAKOHANPANAITTE
(561)称呼(参考情報) : オーサコハンパナイッテ, オサコハンパナイッテ

(732)権利者
氏名又は名称 : 塩崎 裕也
住所又は居所 : 大阪府東大阪市

付加情報 : 標準文字

法区分 : 平成23年法

(541)

- 閉じる

1

拡大および回転

OSAKOHANPANAITTE

2009年1月 「大迫半端ないって」の発言がインタビュー内で生まれる
2014年4月 「OSAKOHANPANAITTE」が商標として出願
→同年10月 商標登録
2018年 「大迫半端ないって」が流行語大賞候補に

特に無効等にはなっていない

「人の金で焼肉食いたい」も商標登録済

(111)登録番号 : 第6338400号
(151)登録日 : 令和3(2021)年 1月 8日
(450)登録公報発行日 : 令和3(2021)年 1月 26日
(441)公開日 : 令和2(2020)年 3月 3日
(210)出願番号 : 商願2020-16261
(220)出願日 : 令和2(2020)年 2月 3日
先願権発生日 : 令和2(2020)年 2月 3日
(180)存続期間満了日 : 令和13(2031)年 1月 8日

商標(検索用) : 人の金で焼肉食べたい
(541)標準文字商標 : 人の金で焼肉食べたい
(561)称呼(参考情報) : ヒトノカネデヤキニクタベタイ

(732)権利者
氏名又は名称 : 株式会社GOKIGENJAPAN
住所又は居所 : 東京都新宿区
異議申立人
氏名又は名称 : グラフィック・オン・デマンド 株式会社
住所又は居所 : 大阪府大阪市
異議申立人代理人
氏名又は名称 : 有田 和生
住所又は居所 : 大阪府大阪市

付加情報 : 標準文字
審判番号 : 2021-000115

(541)

- 閉じる

1

拡大および回転

人の金で焼肉食べたい

2011年 「人の金で焼肉が食べたい」という言葉が主にTwitterで使われ始める
2017年2月 当時MLB所属のイチローがこの言葉記載のTシャツを着用で話題
→同年10月 商標登録
2021年1月 女性アイドルグループ「劇場版ゴキゲン帝国Ω」の白幡いちほさんが商標登録を発表

特に無効等にはなっていない

出典 : <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t2021012901bd5dc9caf74081eb5f367e4434f84https://web.archive.org/web/2021012901bd5dc9caf74081eb5f367e4434f84https://news.yahoo.co.jp/articles/61bd5dc9caf74081eb5f367e4434f84>

悪意の商標出願：ManhattanPortage 事件



【被告使用商標／登録商標（米国）】



【原告登録商標】

「…原告のこの行為には、米国内で広く認識されているに至っていた標章を使用する許諾を得ていないことを認識しつつ、日本でこれと外観において（本件結合商標については称呼においても）類似する本件各商標の登録出願をしたものとして、そこには**不正の目的があった**というべきである」と判示



【本件商標】



【原告・甲 2 商標】

「…本件商標は，被告が，不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他の**不正の目的をもって使用をするものと認められる**。したがって，仮に本件商標が商標法 4 条 1 項 10 号，15 号に該当しないとしても，同条同項 19 号に該当するものと認められる」と判示



【旧登録商標】



【本件登録商標】

「…本件出願に係る本件商標は，本件出願の目的及び経緯に照らし，商標法 4 条 1 項 7 号所定の『**公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標**』に該当するものといえる」と判示



【本件商標】



【引用商標】

「…本件商標は，引用商標に化体した信用，名声及び顧客吸引力に便乗して不当な利益を得る等の目的をもって引用商標の特徴を模倣して出願し登録を受けたもので，**商標を保護することにより，商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り，需要者の利益を保護するという商標法の目的（商標法 1 条）に反するものであり，公正な取引秩序を乱し，商道徳に反するもの**というべきである。したがって，本件商標は 7 号に該当するとの審決の判断に誤りはなく，取消事由 1 は理由がない」と判示



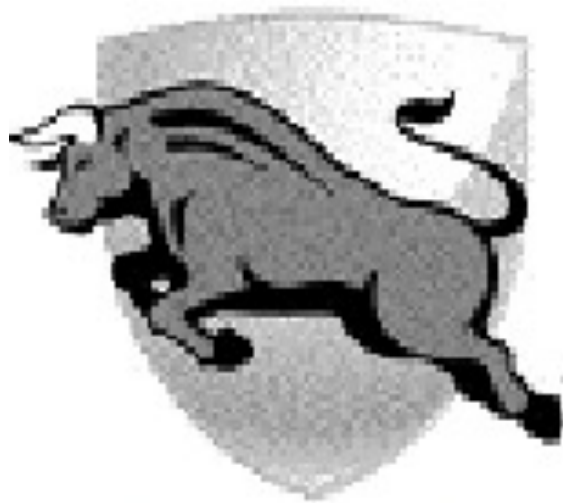
【本件商標】



【引用商標】

「特許庁は、『…本件商標は、これをその指定商品（被服）に使用した場合、**申立人の業務に係る商品、若しくは、申立人と経済的又は組織的に何等かの関係を有する者の業務に係る商品であるかの如く、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるもの**といわなければならないから、**本件商標は、商標法第 4 条第 1 項第 15 号の規定に違反して登録されたもの**である。』旨の取消理由を通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を与えたが、商標権者からは何らの応答もない。そして、上記の取消理由は妥当なものと認められるので、本件商標の登録は、この取消理由によつて取り消すべきものである」と判示

悪意の商標出願：レッド・ブル 事件



【本件商標】



【引用商標】

「…本件商標をその指定商品に使用した場合には、これに接する取引者、需要者は、著名商標である引用商標を連想、想起して、当該商品が**レッドブル社又は同社との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品であると誤信するおそれがあるもの**というべきである。したがって、本件商標は、**商標法 4条 1 項 15 号に該当するものとして商標登録を受けることができない**というべきであるから、これと異なり、本件商標が同号に該当しないとした審決の判断には誤りがあるといわざるを得ない」と判示

悪意の商標出願：ローリングストーンズマーク 事件（有効な商標と判断された事例）



【本件商標】



【引用商標】⁽⁵⁴⁾

「…本件商標と引用商標とでは、**称呼及び觀念の共通性がないことに加え、外觀においても、本件商標では正面方向から見た平面的な図形であるのに対して、引用商標ではやや右斜め方向から見た立体的な図形である点でかなり印象を異にするものである点、本件商標では舌上に 3 本の黒色の図形が描かれているのに対して、引用商標ではそのようなものがない点において相違していることも看過し得ない構成の特徴である。**…本件商標を本件指定商品等に使用した場合、これに接する取引者・需要者が、著名な商標である引用商標を連想・想起して、本件指定商品等が**ローリングストーンズ若しくはローリングストーンズとの間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品又は役務であると誤信するおそれがあるものと認めることはできない**といわざるを得ない」と判示